

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	住宅	霧島市ふるさと創生移住定住促進事業	<p>★ 霧島市では、中山間地域の活性化及び市内の空き家の有効活用を図ることを目的に、市外からの転入及び市街地からの転居による移住定住を促進するため、補助金を支給する制度を設けています。この制度は、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに市の中山間地域(国分・隼人の市街地を除く区域)に住宅を新築、購入又は増改築した移住者、または、同じく中山間地域の貸家(一戸建て住宅)に入居した移住者(転入定住者のみ)及び国分・隼人の市街地に、中古住宅を購入または増改築した移住者へ補助金を交付する制度です。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入定住者＝基準日(平成28年4月1日)以後令和2年3月31日までの間に、市外から定住の意思をもって本市に転入し、本市に生活の本拠がある者(ただし、本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く) ・転居定住者＝基準日(平成28年4月1日)以後に令和2年3月31日までの間に、本市の市街地から定住の意思をもって中山間地域に転居し生活の本拠がある者(ただし、市街地に居住していた期間が1年に満たない者を除く)
霧島市	住宅	定住促進用分譲地販売事業	<p>★ (国分地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①塚脇団地(残24区画) 面積:120坪程度 坪単価:19,000円程度 (隼人地区) ①浜之市宅地分譲地(残1区画) 面積:73坪 坪単価:72,000円程度 ②姫城地区宅地分譲地(残1区画) 面積:75坪程度 坪単価:84,000円程度 (溝辺地区) ①溝辺宅地分譲地(残22区画) 面積:75坪～173坪程度 坪単価:50,000円～62,000円程度 (横川地区) ①丸山前団地(残12区画) 面積:100坪程度 坪単価:36,000円程度 ②赤水団地(残3区画) 面積:120坪程度 坪単価:26,000円程度 ③第二赤水団地(残6区画) 面積:120坪程度 坪単価:28,000円程度 (牧園地区) ①牧園中央団地(残3区画) 面積:100坪程度 坪単価:75,000円程度 ②万膳団地(残2区画) 面積:110坪程度 坪単価:17,500円程度 ③中津川団地(残1区画) 面積:91坪 坪単価:22,000円 (霧島地区) ①戸崎団地(残1区画) 面積:100坪 坪単価:37,710円 (福山地区) ①牧之原高原団地(残11区画) 面積:63坪～81坪 坪単価:25,000円～34,000円
霧島市	住宅	定住促進用分譲地購入特典制度	<p>霧島市土地開発公社の分譲地の購入希望者に対して、条件に応じて最大50%の土地価格の値下げを行います。</p> <p>(国分地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①塚脇団地(残24区画) 面積:120坪程度 坪単価:19,000円程度 (隼人地区) ①浜之市宅地分譲地(残1区画) 面積:73坪 坪単価:72,000円程度 ②姫城地区宅地分譲地(残1区画) 面積:75坪程度 坪単価:84,000円程度 (福山地区) ①牧之原高原団地(残11区画) 面積:63坪～81坪 坪単価:25,000円～34,000円 <p>(要件及び割引率)</p> <p>上記の分譲地の購入希望者で、次のような条件の方が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、子育て支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満のお子様がいいらっしゃる方 (妊娠中の方も含みます) ⇒土地価格の10%引き(対象の子が2人以上20%) 2、シニア支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ・購入した土地に建てる住宅に55歳以上の方が入居(同居)する世帯 ⇒土地価格の10%引き(対象者が2人以上20%) 3、複数区画購入割引制度 <ul style="list-style-type: none"> ・同一団地(塚脇・牧之原高原)内で2区画以上購入する方または親子・兄弟姉妹等で複数区画を購入する方 ⇒土地価格の10%引き
霧島市	住宅	霧島市空き家バンク制度	<p>空き家を『売りたい』、『貸したい』とお考えの所有者及び管理者と、居住等するために空き家を活用したい利用希望者とのマッチングを支援する制度です。空き家の情報を、市のホームページなどで広く情報公開します。空き家の有効活用を通して、移住定住を促進し、地域活性化を図ることを目的としています。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	就業	空き店舗等ストックバンク制度	★ 空き店舗等を『売りたい』、『貸したい』とお考えの所有者と、商工業等を営むために空き店舗等を活用したい利活用希望者とのマッチングを支援する制度です。空き店舗等の情報を、市ホームページなどで広く情報公開します。さらに登録された空き店舗で創業した際には、創業者に対し家賃の一部を補助する制度があります。(空き店舗等活用賑わい創出支援事業)
霧島市	就業	空き店舗等活用賑わい創出支援事業	★ 空き店舗等ストックバンクに登録された物件で創業した方へ、家賃の一部を補助します。 【補助額】 市街地:家賃の1/2以内(上限5万円/月) 中山間地域:家賃の2/3以内(上限5万円/月) 【要件】 ・霧島市内に住居を有するもの、もしくは開業日前に住民となれるもの ・法人の場合、法人登記の所在地を、霧島市内に有することもしくは開業日までに霧島市内に移せるもの ・通常週5日以上、昼間の営業を主として行う業種であること ・店舗開業日より原則3年間以上営業ができるもの ・商工会議所、商工会の会員になること等
霧島市	就業	霧島ゆうあい人材バンク	★ U・Iターン者等を含めた就労希望者を地元企業に紹介することで、就労を促進します。併せて、企業の高度化や経営の安定化を図ります。 霧島ゆうあい人材バンクは、自分の持っている技術、知識・経験を退職後、霧島市の企業において生かしたいとお考えのU・Iターンの就労希望者のために設置するものです。 窓口等に備え付けの「求職・職務履歴カード」を記入、提出されますと、霧島ゆうあい人材バンクに登録され、企業とのリクエストがマッチすれば、就労につながるというものです。
霧島市	就農・漁業	霧島市認定新規就農	★ ●霧島市において次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。 ①青年等就農計画制度 新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じる制度です。 【対象者】 霧島市内において、新たに農業経営を営もうとする青年等(農業経営を開始して5年以内の者を含む)であって、以下に該当する者。 ○青年(18歳以上45歳未満) ○45歳以上65歳未満の者で、特定の知識・技能を有する者。 ○上記の者が役員数の過半数を占める法人。 ※認定農業者は対象となりません。 ②農業次世代人材投資資金(経営開始型) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の新規就農者の方に、就農直後の経営確立を支援する資金(年間150万円)を交付します。青年等就農計画の認定を受けることが交付要件のひとつとなっています。 また、対象年齢を原則55歳未満に引き上げた霧島市独自の支援も実施しています。 ●霧島市新規就農支援センター 深刻化する農業従事者の減少、高齢化などの課題に対応するため、新規就農者の確保・育成を目的としたセンターを設立。構成団体との連携により、新規就農相談の段階から就業開始・定着の段階まで、きめ細やかに支援を実施。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	出産・育児	①出産育児一時金 ②出産育児一時金直接支払制度	<p>★ ①国民健康保険に加入している方が出産をされた場合、産科医療補償制度に加入している分娩機関であれば42万円、未加入の分娩機関であれば40万4千円が支給されます。死産や流産等でも支給対象になる場合があります。</p> <p>②出産育児一時金直接支払制度とは、世帯主と分娩機関が合意文書を交わすことにより、出産された後に世帯主に支給する出産育児一時金を、出産費用として市が直接分娩機関に支払う制度です。出産時にまとまった現金を準備するという負担が軽減され、また、市役所の窓口での申請も必要ありません。支給決定額は、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合が42万円、未加入分娩機関での出産した場合が40万4千円になります。</p> <p>ただし、出産費用がそれぞれの支給決定額を超えた場合、その超過分は本人様の負担となりますが、支給決定額を下回った場合は、市役所の窓口で申請いただければその差額分が世帯主に支給されます。</p> <p>対象者は、国民健康保険に加入している期間に出産された方。 ※ただし、出産日の6ヶ月前が他の健康保険の被保険者で、加入期間が1年以上あり、その健康保険から出産育児一時金が支給される方は除きます。この場合は加入していた健康保険での手続きになります。</p>
霧島市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険対象外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けているご夫婦へ、不妊治療費の一部を助成します。(特定不妊治療に至る過程の一環として行う、男性不妊治療も含む) (対象者・要件)</p> <p>①.特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること ②.夫婦ともに霧島市に1年以上居住していること ③.夫及び妻の前年(1～5月までの申請については、前々年)の所得の合計額が730万円未満であること。 ※所得とは、総所得金額と分離課税所得の合計から所得控除額を差し引いた額のことを指します。 ④.市営住宅の住宅料、保育料及び市税の納期到来分に未納のない夫婦であること ⑤.治療初日における妻の年齢が満43歳未満であること。 (助成額) 特定不妊治療に要した費用から、鹿児島県の助成金を控除した自己負担額の一部を助成し、1組の夫婦に対し、1回の治療につき15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、7.5万円)までを助成します。ただし、初めて助成を受ける妻の年齢(治療初日)に応じて、⑤の年齢制限までの通算支払回数異なります。</p>
霧島市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもの健康の保持と健やかな育成を図ることを目的として医療費の助成を行います。 (助成額)</p> <p>○未就学児:保険診療による自己負担額を全額。 ○小中学生:保険診療による自己負担額の合計額から一人月額2,000円を差し引いた額。ただし、市町村民税非課税世帯に限り全額助成。 ※加入の健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合はその金額を差し引いて支給します。</p>
霧島市	出産・育児	ファミリー・サポートセンター事業	<p>★ 子育てのお手伝いをして欲しい方と子育てのお手伝いをしたい方が、お互い会員となって有償ボランティアで助け合い(相互援助活動)を行います。 センターで行われる援助は、あくまでも単発的、一時的なものであり、軽易かつ短期的、補助的なものです。 原則として、長時間にわたる援助活動は行いません。</p> <p>1.保育所(園)や幼稚園での保育開始前や終了後に子どもを預かる。 2.保育所(園)や幼稚園までの送迎。 3.学童保育(児童クラブ)終了後や学校の放課後に子どもを預かる。 4.病気回復時期(熱が下がっている状態)の子どもを預かる。 5.買い物など外出の際に子どもを預かる。 6.冠婚葬祭又は学校行事の際に子どもを預かる。 ※ 活動は、原則として「提供会員」の自宅で行います。 ※ 早朝、夜間にわたることもありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。</p>
霧島市	移住体験	移住体験研修事業	<p>★ 霧島市では、移住を検討している方、又は、移住を希望している方など霧島市に興味のある方などを対象に、霧島市の魅力をアピールし、移住定住の促進を図ることを目的に年2回移住定住体験研修を実施しています。</p>